人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―八―八九

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十　（略） 十一　専門職（大卒二群）　次に掲げる採用試験をいう。 イ～ヘ　（略） ト　海上保安官採用試験 十二～十七　（略）	（定義） **第二条**　この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一～十　（略） 十一　専門職（大卒二群）　次に掲げる採用試験をいう。 イ～ヘ　（略） （新設） 十二～十七　（略）

附　則

この規則は、令和二年一月一日から施行する。

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）に基づき、人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和元年十二月十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則一七―〇―一三一

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則

人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を次のように改正する。

別表外務省の部内部部局の項中「国際平和協力室長　海上安全保障政策室長　宇宙・サイバー政策室長」を「国際平和・安全保障協力室長　宇宙・海洋安全保障政策室長　新安全保障課題政策室長」に改める。

別表農林水産省の部内部部局の項中「多面的機能支払推進室長」を「多面的機能支払推進室長　防災・減災対策室長」に改める。

別表備考第一項中「令和元年八月三十一日」を「令和元年十一月三十日」に改める。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。